

藤沢市地域就労援助センター事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、障がい者の福祉的就労、職業能力に応じた就労の場の確保、職場定着を支援する地域就労援助センター事業に係る経費に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象)

第2条 市長は、「市町村障害者福祉事業推進補助金交付要綱」（神奈川県平成31年4月1日施行）、「市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領」（神奈川県平成31年4月1日施行）及び「市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（地域就労援助センター事業分）」（神奈川県平成31年4月1日施行）に基づく地域就労援助センター事業を実施する社会福祉法人及び公益法人に対し、次に掲げる経費について補助金を交付する。

- (1) 雇用費（コーディネーター、指導員）
- (2) 報償費（医師、弁護士、社会保険労務士）
- (3) 旅費
- (4) 賃借料
- (5) 需用費
- (6) 役務費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた経費

(事業対象区域)

第3条 この事業の対象区域は、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の全域とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、「市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領」（神奈川県平成31年4月1日施行）に定める補助基準額に、地域就労援助センターの機能強化を図るために要する経費として別表に定める額を加算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業のために使用する建物又は土地を賃借しているときは、同項の補助金額に当該建物の賃借料（管理費、共益費及び消費税を含む。）及び土地の賃借料の額に2分の1を乗じて得た額（月額250,000円を限度とする。）を加算する。

3 前2項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、4月1日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 地域就労援助センター職員等名簿
 - (4) 賃貸借契約書の写し（建物又は土地を賃借している場合に限る。）
- （補助金交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（届出義務）

第7条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業が完了したときにあつては、事業完了届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付時期）

第8条 補助金の交付時期は、事前交付とし、交付月は4月、7月、10月、1月とする。

（事業実績報告書の提出）

第9条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、速やかに事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、5月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書

（関係書類の整備）

第10条 会計帳簿その他証拠となる書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域就労援助センター事業補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

加算対象	加算金額
機能強化を図るために要する経費	5,300,000円